

東かがわ市道路網整備計画を改訂する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の計画期間についてであります。上位計画である都道府県が策定する都市計画区域マスタープランは国の運用指針により20年の計画期間を定めており、それと整合性を図る観点から都市計画マスタープランも20年の計画期間としております。

しかしながら、5年ごとに県が実施する都市計画基礎調査の結果を踏まえ、都市計画マスタープランにつきましても、おおむね5年後に施策・事業の実施状況について確認を行い、中間年の10年が経過した時点では、社会情勢の変化や上位計画等の改訂に合わせ、適宜見直しを検討してまいります。

最後に、3点目の本計画の実現に向けた条例や規則の制定についてであります。

都市計画マスタープランは持続可能なまちづくりを実現するための指針でありますので、その実現を目指して令和8年度から立地適正化計画の策定を進める予定であります。その中で都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定し、人口密度の維持を図ってまいりたいと考えております。

計画策定後は、誘導区域外での一定規模の住宅開発や建築・改築を行う場合、市への届出が必要となる規制や、誘導を図るべき場所へのインセンティブなどにつきまして、その実現のために必要であると判断したときは、条例や規則の制定を検討してまいりたいと考えております。

以上、田中貞男議員のご質問に対する答弁といたします。